

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月16日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第19号

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

香川県広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(管理又は監督の地位にある職員)</p> <p>第6条 給与規程第20条第2項の企業長が定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与規程第27条第1項の規定に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>第6条の3 給与規程第20条第5項の企業長が定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与規程第27条第1項の規定に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>2 給与規程第20条第5項の100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合は、別表第1の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合とする。</p> <p>別表第1（第6条、第6条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職務の級9級の職員</td> <td style="text-align: center;">100分の25</td> </tr> </tbody> </table>	職員	割合	職務の級9級の職員	100分の25	<p>(管理又は監督の地位にある職員)</p> <p>第6条 給与規程第20条第2項の企業長が定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員（休職にされている職員のうち給与規程第27条第1項の規定に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(加算を受ける職員及び加算割合)</p> <p>第6条の2 給与規程第20条第5項（給与規程第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して企業長が定めるものは、別表第2の左欄に掲げる職員とする。</p> <p>2 給与規程第20条第5項の企業長が定める職員の区分は、別表第2の左欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で企業長が定める割合は、当該区分に応じて同表の右欄に掲げる割合とする。</p> <p>第6条の3 給与規程第20条第5項の企業長が定める管理又は監督の地位にある職員は、別表第1の左欄に掲げる職にある職員（休職にされている職員のうち給与規程第27条第1項の規定に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>2 給与規程第20条第5項の100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる割合とする。</p> <p>別表第1（第6条、第6条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;">100分の25</td> </tr> </tbody> </table>	職	割合	局長	100分の25
職員	割合								
職務の級9級の職員	100分の25								
職	割合								
局長	100分の25								

職務の級 8 級の職員	100分の10
-------------	---------

次長 ※所長	100分の10
※印の付されている職にあつては、給与規程別表第1 給料表の職務の級が8級である場合に限る。	

別表第2（第6条の2関係）

職員	割合
(1) 職務の級 9 級及び 8 級の職員	100分の20
(2) 職務の級 7 級、6 級及び 5 級の職員並びに企業長が認める職員	100分の15
(3) 職務の級 4 級の職員及び企業長が認める職員	100分の10
(4) 職務の級 3 級の職員及び企業長が認める職員	100分の5

別表第2（第6条の2関係）

職員	割合
(1) 事務局長及び事務局次長並びにこれらに相当する職にある職員	100分の20
(2) 課長及びこれに相当する職にある職員並びに企業長が認める職員	100分の15
(3) 課長補佐及びこれに相当する職にある職員並びに企業長が認める職員	100分の10
(4) 主任及びこれに相当する職にある職員並びに企業長が認める職員	100分の5

附 則

この規程は、公布の日から施行する。